

# 令和5年 第1回理事会

日時：令和5年3月17日（金） 午後3時30分～

場所：春日井市役所南館4階 第3委員会室

春日井市土地開発公社



# 議 事 日 程

## 1 議事録署名人の選出

## 2 議案審議

第1号議案 令和5年度春日井市土地開発公社収支予算について

第2号議案 令和5年度春日井市土地開発公社資金計画について

第3号議案 春日井市土地開発公社個人情報保護規程の全部改正について

第4号議案 春日井市土地開発公社情報公開規程の一部改正について

第5号議案 春日井市土地開発公社保有地の売却について

## 3 その他

## 第 1 号議案

令和 5 年度春日井市土地開発公社収支予算について

令和 5 年度春日井市土地開発公社収支予算を次のように定めるものとする。

令和 5 年 3 月 17 日提出

春日井市土地開発公社

理事長 石 黒 直 樹

令和5年度春日井市土地開発公社収支予算

1 収益的収入及び支出

(単位：千円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業収益	717,137	事業原価	713,775
公有地取得事業収益	322,028	公有地取得事業原価	713,775
補助金等収益	389,909	販売費及び一般管理費	3,372
附帯等事業収益	5,200	販売費及び一般管理費	3,372
事業外収益	10		
受取利息	10		
合 計	717,147	合 計	717,147

2 資本的収入及び支出

(単位：千円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
長期借入金	2,061,156	公有地取得事業費	17,591
長期借入金	2,061,156	用地取得費	0
前受金	4,091	補償費	0
前受金	4,091	造成工事費	5,000
		委託料	8,000
		支払利息	4,091
		事務費	500
		長期借入金償還金	2,761,431
		長期借入金償還金	2,761,431
合 計	2,065,247	合 計	2,779,022

※ 資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 713,775 千円は、当年度分損益勘定留保資金である公有地取得事業原価で補てんする。

## 第 2 号議案

令和 5 年度春日井市土地開発公社資金計画について

令和 5 年度春日井市土地開発公社資金計画を次のように定めるものとする。

令和 5 年 3 月 17 日提出

春日井市土地開発公社

理事長 石 黒 直 樹

令和5年度春日井市土地開発公社資金計画書

春日井市土地開発公社の運営に関し必要な費用は、借入金をもって充て、できる限り合理的な運営を図るものとする。

- 1 借入金の限度額は、4,000,000千円とする。
- 2 資金の借入れは、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第18条第7項第2号に規定する金融機関から行うものとする。
- 3 借入金は、年利4.0%以内で行うものとする。
- 4 借入れは証券発行又は証書借入れの方法による。
- 5 借入金の償還は、金融機関の融資条件による。ただし、財政の都合により、償還期限を短縮若しくは繰上げ償還又は低利に切り替えることができる。
- 6 受入資金及び支払資金の計画は、次に定めるところによる。

(単位：千円)

受 入 資 金		支 払 資 金	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業収益	717,137	販売費及び一般管理	3,372
事業外収益	10	費	
長期借入金	2,061,156	公有地取得事業費	17,591
前受金	4,091	長期借入金償還金	2,761,431
合 計	2,782,394	合 計	2,782,394
差 引			0

### 第3号議案

春日井市土地開発公社個人情報保護規程の全部改正について

春日井市土地開発公社個人情報保護規程の全部を次のように改正するものとする。

令和5年3月17日提出

春日井市土地開発公社

理事長 石 黒 直 樹



## 春日井市土地開発公社個人情報等保護規程

春日井市土地開発公社個人情報保護規程（平成15年4月1日施行）の全部を改正する。

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等及び仮名加工情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報等ファイル等（第17条・第18条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
  - 第1節 開示（第19条—第31条）
  - 第2節 訂正（第32条—第38条）
  - 第3節 利用停止（第39条—第44条）
  - 第4節 審査申出（第45条）
- 第5章 雑則（第46条—第49条）
- 第6章 罰則（第50条—第53条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この規程は、春日井市土地開発公社（以下「公社」という。）における個人情報等の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、公社が保有する個人情報等の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、公社の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面

若しくは電磁的記録(公社情報公開規程(平成13年公社規程第2号)第2条に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と安易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

- (2) 個人情報等 個人情報及び死者情報(春日井市個人情報等保護条例(令和4年春日井市条例第32号)第2条第2項第2号に規定する死者情報をいう。)をいう。
- (3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、理事長が定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- (4) 要配慮個人情報等 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして理事長が定める記述等が含まれる個人情報等をいう。
- (5) 保有個人情報等 公社の職員(役員を含む。以下「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報等であって、職員が組織的に利用するものとして、公社が保有しているものをいう。ただし、公社

情報公開規程第2条に規定する文書（以下「文書」という。）に記録されているものに限る。

(6) 個人情報等ファイル 保有個人情報等を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報等を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報等を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(7) 本人 個人情報等によって識別される特定の個人をいう。

(8) 仮名加工情報 次に掲げる個人情報の区分に応じてそれぞれに定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

ア 第1号アに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

イ 第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(9) 匿名加工情報 次に掲げる個人情報の区分に応じてそれぞれに定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

ア 第1号アに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

イ 第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することので

きる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

- (10) 個人関連情報 個人に関する情報であって、個人情報等、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- (11) 特定個人情報等 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報及び春日井市個人情報等保護条例第2条第2項第6号に規定する特定死者情報をいう。
- (12) 保有特定個人情報等 職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報等であって、職員が組織的に利用するものとして、公社が保有しているものをいう。ただし、文書に記録されているものに限る。
- (13) 独立行政法人等 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。
- (14) 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（公社の責務）

第3条 公社は、その保有する個人情報等の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等及び仮名加工情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 公社は、個人情報等を保有するに当たっては、法令（規程を含む。第12条第2項及び第3項並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定するものとする。

2 公社は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報等を保有しないものとする。

3 公社は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

(利用目的の明示)

第5条 公社は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、公社、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用)

第6条 公社は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報等を利用しないものとする。

(適正な取得)

第7条 公社は、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得しないものとする。

(正確性の確保)

第8条 公社は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報等が過去又は現在の事実と合致するよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第9条 理事長は、保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定は、公社に係る個人情報等の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報等の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報等の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は

公社において個人情報等の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第49条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないものとする。

（漏えい等の通知）

第11条 理事長は、保有個人情報（職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、公社が保有しているものをいう。ただし、文書に記録されているものに限る。以下同じ。）の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第21条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第12条 公社は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報等を自ら利用し、又は提供しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公社は、理事長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報等を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報等を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 公社が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限

度で保有個人情報等を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報等を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 地方公共団体、地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報等を提供する場合において、保有個人情報等の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報等を利用し、かつ、当該個人情報等を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報等を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報等を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報等の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 理事長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報等の利用目的以外の目的のための公社の内部における利用を公社の特定の課又は職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報等に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の規定は適用しないものとし、別表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

(保有個人情報等の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 理事長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報等を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報等の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報等について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 理事長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報等として取得することが想定される場合

に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱い)

第15条 公社は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第47条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供しないものとする。

2 理事長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 公社は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合しないものとする。

4 公社は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99条）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって理事長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用しないものとする。

5 前各項の規定は、公社に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱い)



第16条 社は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合しないものとする。

2 社は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして理事長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定は、社に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

### 第3章 個人情報等ファイル等

（個人情報等ファイル簿の作成及び公表）

第17条 理事長は、その定めるところにより、社が保有している個人情報等ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他理事長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報等ファイル簿」という。）を作成し、公表するものとする。

(1) 個人情報等ファイルの名称

(2) 個人情報等ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 個人情報等ファイルの利用目的

(4) 個人情報等ファイルに記録される項目（以下この章において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第6号において同じ。）として個人情報等ファイルに記録される個人の範囲（次項第7号において「記録範囲」という。）

(5) 個人情報等ファイルに記録される個人情報等（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法

(6) 記録情報に要配慮個人情報等が含まれるときは、その旨

- (7) 記録情報を公社以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
  - (8) 第19条第1項、第32条第1項又は第39条第1項の規定による申出を受理する組織の名称及び所在地
  - (9) 第32条第1項ただし書又は第39条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報等ファイルについては、適用しない。
- (1) 職員又は職員であった者に係る個人情報等ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（理事長が行う職員の採用試験に関する個人情報等ファイルを含む。）
  - (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報等ファイル
  - (3) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報等ファイル
  - (4) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報等ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
  - (5) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報等ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
  - (6) 本人の数が理事長が定める数に満たない個人情報等ファイル
  - (7) 前項の規定による公表に係る個人情報等ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報等ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
  - (8) 前各号に掲げる個人情報等ファイルに準ずるものとして理事長が定める個人情報等ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事長は、記録項目の一部若しくは同項

第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報等ファイル簿に記載し、又は個人情報等ファイルを個人情報等ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報等ファイルを個人情報等ファイル簿に掲載しないことができる。

(個人情報等取扱事務登録簿の作成及び公表)

第18条 理事長は、個人情報等を取り扱う事務（前条に基づく個人情報等ファイル簿の作成及び公表の対象となる個人情報等ファイル以外の保有個人情報等を含む情報を保有する事務をいう。以下「個人情報等取扱事務」という。）について、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿を作成し、公表するものとする。

- (1) 個人情報等取扱事務の名称
- (2) 個人情報等取扱事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報等の利用目的
- (4) 個人情報等の対象者の範囲
- (5) 個人情報等の記録項目
- (6) 個人情報等に要配慮個人情報等が含まれるときは、その旨
- (7) 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める事項

#### 第4章 開示、訂正及び利用停止

##### 第1節 開示

(開示申出)

第19条 何人も、この規程の定めるところにより、理事長に対し、公社の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を申し出ることができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の申出（以下「開示申出」という。）をすることができる。

(開示申出の手続)

第20条 開示申出は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示申出書」という。）を理事長に提出するものとする。

- (1) 開示申出をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示申出に係る保有個人情報が記録されている文書の名称その他の開示申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が定める事項

2 前項の場合において、開示申出をする者は、理事長が定めるところにより、開示申出に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示申出にあつては、開示申出に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出するものとする。

3 理事長は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、理事長は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

（保有個人情報の開示）

第21条 理事長は、開示申出があつたときは、開示申出に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示するものとする。

- (1) 開示申出者（第19条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示申出をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第28条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示申出者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示申出者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示申出者以外の特定の個人を識

別することはできないが、開示することにより、なお開示申出者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示申出者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が職員、公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該職員及び当該公務員等の職並びに当該職務遂行の内容に係る部分

エ 当該個人が、公社が行う事務又は事業で予算の執行を伴うものの相手方である場合において、当該情報が公社情報公開規程の目的に即し開示することが特に必要であるものとして理事長が定める情報に該当するときは、当該情報のうち、当該相手方の役職（これに類するものを含む。以下同じ。）及び氏名並びに当該予算執行の内容に係る部分（当該相手方の役職及び氏名に係る部分を開示することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。）

(3) 法人その他の団体（公社、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示申出者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の

地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 公社の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公社、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 公社、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 理事長が第25条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、公社、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそ

れ

(部分開示)

第22条 理事長は、開示申出に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。

2 開示申出に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示申出者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示申出者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第23条 理事長は、開示申出に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第24条 開示申出に対し、当該開示申出に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、理事長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する措置)

第25条 理事長は、開示申出に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し理事長が定める事項を書面により通知するものとする。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 理事長は、開示申出に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前

条の規定により開示申出を拒否するとき、及び開示申出に係る保有個人情報情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(開示決定等の期限)

第26条 開示決定等は、開示申出があった日から14日以内にするものとする。ただし、第20条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、理事長は、開示申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

(開示決定等の期限の特例)

第27条 開示申出に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示申出があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、理事長は、開示申出に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、理事長は、同条第1項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

2 前条の規定による開示決定等を行うものとする期間に、理事長及び副理事長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第28条 開示申出に係る保有個人情報に公社、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示申出者以外の者(以下この条、第45条第3項第1号及び同項第2号において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、理事長は、開示決定等を行うに当たって、



当該情報に係る第三者に対し、理事長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他理事長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、理事長が定めるところにより、開示申出に係る当該第三者に関する情報の内容その他理事長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第21条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第23条の規定により開示しようとするとき。

3 理事長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において、理事長は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知するものとする。

（開示の実施）

第29条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して理事長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、理事長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 理事長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関

する定めを一般の閲覧に供するものとする。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、理事長が定めるところにより、理事長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出るものとする。

4 前項の規定による申出は、第25条第1項に規定する通知があった日から30日以内にするものとする。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第30条 理事長は、他の法令の規定により、開示申出者に対し開示申出に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示申出の手数料)

第31条 開示申出に係る手数料の額は、無料とする。

2 第29条第1項の規定に基づき写しの交付又は理事長が定める方法により開示を受ける者は、当該写しの作成等及び送付に要する費用を負担するものとする。

## 第2節 訂正

(訂正申出)

第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第39条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この規程の定めるところにより、理事長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を申し出ることができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
  - (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第30条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の申出（以下この章及び第46条において「訂正申出」という。）をすることができる。
  - 3 訂正申出は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にするものとする。

（訂正申出の手続）

第33条 訂正申出は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正申出書」という。）を理事長に提出してするものとする。

- (1) 訂正申出をする者の氏名及び住所又は居所
  - (2) 訂正申出に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
  - (3) 訂正申出の趣旨及び理由
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が定める事項
- 2 前項の場合において、訂正申出をする者は、理事長が定めるところにより、訂正申出に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正申出にあつては訂正申出に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出するものとする。
  - 3 理事長は、訂正申出書に形式上の不備があると認めるときは、訂正申出をした者（以下この章において「訂正申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正）

第34条 理事長は、訂正申出があつた場合において、当該訂正申出に理由があると認めるときは、当該訂正申出に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をするものとする。

（訂正申出に対する措置）

第35条 理事長は、訂正申出に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

2 理事長は、訂正申出に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(訂正決定等の期限)

第36条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正申出があった日から30日以内にするものとする。ただし、第33条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、理事長は、訂正申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

(訂正決定等の期限の特例)

第37条 理事長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、理事長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をするものとする期間に、理事長及び副理事長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第38条 理事長は、第35条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止

(利用停止申出)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この規程の定めるところにより、理事長に

対し、当該各号に定める措置を申し出ることができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の申出（以下この章及び第46条において「利用停止申出」という。）をすることができる。

3 利用停止申出は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にするものとする。

（利用停止申出の手續）

第40条 利用停止申出は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止申出書」という。）を理事長に提出してするものとする。

- (1) 利用停止申出をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止申出に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止申出の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が定める事項

2 前項の場合において、利用停止申出をする者は、理事長が定めるところにより、利用停止申出に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止申出にあっては利用停止申出に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出するものとする。

3 理事長は、利用停止申出書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止申出をした者（以下この章において「利用停止申出者」という。）

に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止)

第41条 理事長は、利用停止申出があった場合において、当該利用停止申出に理由があると認めるときは、公社における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をするものとする。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止申出に対する措置)

第42条 理事長は、利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

2 理事長は、利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止決定等の期限)

第43条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止申出があった日から30日以内にするものとする。ただし、第40条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、理事長は、利用停止申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

(利用停止決定等の期限の特例)

第44条 理事長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、理事長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をするものとする期間に、理事長及び副理事長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は同条の期間に算入しない。

#### 第4節 審査申出

(審査申出)

第45条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（以下この条において「決定等」という。）について不服のある者は、当該決定等を知った日から3か月以内に、理事長に対して書面により審査の申出（以下この条において「審査申出」という。）をすることができる。

2 理事長は、前項の審査申出があったときは、当該審査申出について検討をし、その結果を、速やかに、当該審査申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

3 第28条第3項の規定は、次の各号に該当する通知をする場合について準用する。

(1) 開示決定等に対する第三者からの審査申出を認めないとする通知

(2) 審査申出に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る文書等を開示する旨の通知（第三者が当該文書等の開示に反対の意思を表示した意見書を提出している場合に限る。）

#### 第5章 雑則

(開示申出等をしようとする者に対する情報の提供等)

第46条 理事長は、開示申出、訂正申出又は利用停止申出（以下この条において「開示申出等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示申出等を行うことができるよう、保有個人情報の特定期間その他開示申出等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情処理)

第47条 理事長は、公社における個人情報等、仮名加工情報又は匿名加工

情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。  
(適用除外)

第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、公社に保有されていないものとみなす。

(委任)

第49条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

## 第6章 罰則

第50条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は公社において個人情報等、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第6号アに係る保有個人情報等ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第51条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第52条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第53条 偽りその他不正の手段により、第25条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。



別表（第12条関係）

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供しないものとする	自ら利用しないものとする
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第39条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号法第19条

## 附 則

### (施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 次に掲げる者に係る改正前の春日井市土地開発公社個人情報保護規程（以下「旧規程」という。）第10条の規定によるその業務に関して知り得た旧規程第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）後も、なお従前の例による。

(1) 施行日において現に旧規程第2条第4号に規定する公社の職員である者又は施行日前において公社の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 施行日において現に公社から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事している者又は施行日前において公社から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

3 施行日前に旧規程の規定による申出がされた場合における旧規程第2条第4号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

4 施行日前にされた旧規程に基づく決定又は旧保有個人情報の開示の申出その他の旧規程の規定に基づく申出に係る公社の不作为に係る審査申出については、なお従前の例による。

5 附則第2項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において公社が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

6 附則第2項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前に

において会社が保有していた旧保有個人情報を実施日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

- 7 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則及び過料の適用については、なお従前の例による。

#### 第4号議案

春日井市土地開発公社情報公開規程の一部を改正する規程  
について

春日井市土地開発公社情報公開規程の一部を改正する規程を次のよう  
に定めるものとする。

令和5年3月17日提出

春日井市土地開発公社  
理事長 石 黒 直 樹

## 春日井市土地開発公社情報公開規程の一部を改正する規程

春日井市土地開発公社情報公開規程（平成13年春日井市土地開発公社規程第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「起算して15日以内」を「14日以内」に改め、第12条中「起算して45日以内」を「44日以内」に改める。

第17条第1項中「の翌日」及び「起算して」を削除する。

### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 第 5 号議案

### 春日井市土地開発公社保有地の売却について

春日井市土地開発公社が保有する次の土地の売却について、理事会の承認を求める。

令和 5 年 3 月 17 日提出

春日井市土地開発公社

理事長 石 黒 直 樹

#### 土地の概要

場 所	面積 (㎡)	地目
春日井市大手町 4 丁目 7 番 18	1, 140. 99	宅地